

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ジブチ国全国消防救急機材整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：ジブチ国全国消防救急機材整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a00961

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月12日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ジブチ国全国消防救急機材整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年5月～2026年6月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度末（2026年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(2) 事業実施担当部
ガバナンス・平和構築ガバナンスグループ 行財政・金融チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年3月18日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年3月18日12時まで
3	質問への回答	2025年3月24日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年3月28日12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年4月10日11時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/na2RqE1jqP>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資

料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	データ管理・共有システム関連機材の詳細化に向けた事業経験及び検討方針、無償資金協力での供与に際して考慮すべき事項	第3条(12)

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。

- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されとの誤解を与えないよう留意すること。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等 (以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。)

協力準備調査設計・積算マニュアル (試行版)

(イ) 環境社会配慮ガイドライン (以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。)

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022年1月)

(ウ) 気候変動対策ツール (以下「気候変動対策ツール」という。)

気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT : 適応策 Adaptation)

JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

JICA 不正腐敗防止ガイダンス

無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン (2022年10月)

コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2022年10月)

ソフトコンポーネント・ガイドライン

(3) 計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。

(ア) 第1回現地調査

- 2025年5月～6月を想定。

- 設計・積算に必要な情報収集、概略設計の実施、実施体制調査

(イ) 第2回現地調査

- 2025年12月を想定

- 最終報告書案を先方関係者へ説明・協議し、基本的了解を得る。
- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。
 - (ア) 初回現地調査派遣前
 - 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。
 - (イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時
 - 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。
 - (ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前
 - 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。
- (4) 発注者への事前説明
 - 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
 - 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
 - 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。
- (5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用
 - 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
 - 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
 - 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「ジブチ共和国消防救急機材整備計画」（1999年無償案件）
 - ② 「ジブチ共和国 ジブチ市消防・救急機材改善計画」（2012年11月）2014年無償の協力準備調査
 - ③ 「FIRE PROTECTION EQUIPEMENT SURVEY FINAL REPORT」ジブチ消防案件ローカルコンサルタント報告書（2022年）

- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等 について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

別紙 1 のとおり。

(7) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 想定される事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月公布、以下、「JICA 環境ガイドライン」）に掲げるもののうち大規模なものには該当せず、環境への望ましくない影響は小さいと判断されるため、環境カテゴリー「C」に分類される。本調査では、改めてカテゴリー分類を確認する。

(8) 調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

本業務では当該項目は適用しない。

(9) クラスタ―事業戦略での本件の位置づけ

本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。

(10) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

本業務では該当する関連既存事業はない。

(11) 相手国関係機関の調整

本業務では事業実施体制に記載する以外の機関との特筆すべき調整事項はない。
本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 事業実施体制を構成する組織に加え、関連する消防署整備事業を進めている開発パートナー（世界銀行、アフリカ開発銀行）と効果的に連携する必要がある。同事業に係る具体的な内容や進捗状況、今後の動向について情報収集、確認を行う。
- 「デジタル地理データ整備プロジェクト（2012-2014 年）」で開発したデジタル地理データを活用し、災害リスク箇所を把握・地図上に追記できるアプリ（防災地図プラットフォーム）をフランス開発庁（AFD）がジブチ行政機関向けに開発しており、当該防災地図プラットフォームと本事業で整備予定の機材を連

携わせることで、効率的な災害対応活動が期待できることから、その情報収集、確認を行う。

(12) データ管理・共有システム

本事業では、実施機関である国家市民保護局と消防署間で、火災発生件数や事故発生件数、消防・救急対応などに関して十分なデータ管理・共有ができていないため、データ管理・共有システムを導入することになっている。取り扱うデータの種類と利活用方を検討したうえで、国家市民保護局のIT管理・データ利活用能力などを踏まえ、ソフトウェアライセンスの購入など多様なオプションの中から持続可能なシステムとなるよう設計に留意する。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
 - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4) 自然条件調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

(5) サイト状況調査

- 設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する

調査を行う)。

① 既存施設・機材状況調査

既存施設・機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等

② 機材設置予定場所の調査

消防署の建設状況、消防署内の確認（広さ、機材配置、車庫、空調、電力（停電対策含む）、水利状況等）

③ 消防署周辺の調査

消防署と災害場所を繋ぐ道路インフラの状況、水利（消火栓の整備比率）、地形等

(6) 環境社会配慮にかかる調査

本業務では以下の対応を行う。

- 想定される事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月公布、以下、「JICA環境ガイドライン」）に掲げるもののうち大規模なものには該当せず、環境への望ましくない影響は小さいと判断されるため、環境カテゴリー「C」に分類される。本調査では、改めてカテゴリー分類を確認する。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。
- ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。
事業内容に反映するためのステップ
 - (ア) 社会・ジェンダー分析を行う。
 - (イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
 - (ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

(エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

③ 調査項目として下記を含める。

- 調査にて、DNPC スタッフの男女比率の確認を行い、ソフトコンポーネントによる機材の操作指導で対象とする女性スタッフの割合を設定するなどジェンダー主流化に向けた取り組みを検討する。

(8) 障害配慮に関する検討・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(9) 気候変動対策案件としての検討

本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、将来の気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、想定される災害と気候変動の影響を確認の上、本事業が適応策に資するか判断した上で、適応オプションを検討し、また裨益人口を推定する。

➤ 調査内容の事例

- ① 気候ハザード：気候変動の影響によって降水量、降水量パターンの変化に影響を及ぼすかを確認、その他ハザードの確認の影響を確認
- ② 曝露：上記のハザードの影響を受ける可能性がある、資源、都市インフラ等があるか確認
- ③ 脆弱性：気候変動の影響に適応する能力や対策について確認。（災害への対応能力、機材の整備）
- ④ リスク：①②③を踏まえて、リスクを評価。（気候変動の影響によって、災害が多く発生する傾向にあり、災害時への対応能力が不足しているため、都市インフラ等への影響が発生する可能性がある）
- ⑤ 適応策の検討：上記の分析を踏まえ消防・救急機材の活用可能性を検討。

(10) 調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査

する。

- ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
- ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
- ③ 第三国調達の可能性の検討
- ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(11) 施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。

(12) 基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。

(13) 施工計画の立案

本業務では当該項目は適用しない。

(14) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

(15) 技術支援計画の検討、計画策定

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(16) 施工時の工事安全対策に関する検討

本業務では当該項目は適用しない。

(17) 内部照査の実施

本業務では当該項目は適用しない。

(18) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

(19) 免税情報の収集・整理

本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目³を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデート

³ 無償資金協力事業では免税が原則である。

一トを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（20）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

（21）概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する⁴。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（22）想定される事業リスクの検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

（23）事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

（24）事業概要の本邦企業への説明

本業務では当該項目は適用しない。

⁴ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

(25) 協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

(26) 協力準備調査報告書（案）の説明

本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

(27) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）⁵も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

第5条 成果品

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

⁵ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	1 部
インセプション・レポート	初回現地調査前	日本語 英語 仏語	電子データ	各言語 1 部
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	日本語	電子データ	1 部
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語 英語 仏語	電子データ	各言語 1 部
デジタル画像集	概略設計協議調査後	日本語	電子データ	1 部
進捗報告書 ⁶ の初版	概略設計協議調査後	英語	電子データ	1 部
免税情報シート	概略設計協議調査後	日本語	電子データ	1 部
概要事業費（無償）積算内訳書	概略設計協議調査後	日本語	CD-R	1 部
機材仕様書	概略設計協議調査後	日本語 英語 仏語	CD-R	各言語 1 部
協力準備調査報告書（先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	簡易製本 CD-R	1 部
協力準備調査報告書（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語 英語 仏語	電子データ 製本 CD-R	各言語 1 部

⁶ Project Monitoring Report（PMR）

調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	1部
-------	----------	------	-------	----

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(5) 調査データ

- 位置情報⁷の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

第6条 再委託

本業務では、現地再委託の実施を想定していない⁸。

第7条 機材の調達

本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材

⁷ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

⁸ 再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：ジブチ共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ジブチ市（人口約 57 万人）、タジュラ州（同 10 万人）、ディキル州（同 10 万人）、アリサビエ州（同 10 万人）、オボック州（同 5 万人）、アルタ州（同 4 万人）
- (3) 案件名：消防救急機材整備計画（The Project for the Improvement of Fire-fighting and Paramedic Equipment）
- (4) 事業の要約：ジブチ市及び地方 5 州（タジュラ州、ディキル州、アリサビエ州、オボック州及びアルタ州）において消防・救急機材及びデータ管理・共有システムを整備するもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における火災対応の現状・課題及び本事業の位置付け
 ジブチ共和国（以下、「同国」という。）は乾燥地帯（年間平均降雨量 155mm）に属しており、夏季に強い高温風（ハムシン）が吹き、高気温と重なり火災が発生するなど、出火及び延焼の危険性が高い。しかし、同国内で運用中の消防署はジブチ市内の 3 か所のみであり、ジブチ市の急速な都市化に合わせた管轄範囲の拡大等のニーズに応えられておらず、また、地方部では機材・人員の揃った運用可能な消防署がないため、全国的な消防サービスを展開できていない。また、同国の救急・救命対応体制に関しては消防及び災害現場で発生した傷病者の搬送等の救急対応を国家市民保護局（DNPC：Department of National Civil Protection）が担っており、消防及び救急の能力を一体的に向上させることが課題である。

都市部では、同国の総人口 112 万人（2023 年）のうち約 80%が居住しており、近年都市部への人口流入が加速している。加えて、人口集積と経済発展による建物の高層化、都市域の拡大、自動車交通の増加など、都市の急速な発展に都市インフラ整備は追いついておらず、道路が狭隘で未舗装、かつ消火用水の確保が困難な地域に、低・中所得者層向けの木造住宅が密集している。さらに、工業活動の活性化及びアフリカ最大級のフリー・ゾーン（自由貿易特区）建設、港湾拡張等が進められる中、プラント等の特殊火災（水では消火できず、泡沫消火が必要となる火災）への対応も必要になっている。地方部では、2020 年から 2023 年までの 4 年間で、年間 130 件前後の火災が発生している。このような状況の中、地方州には恒常的な消防・救急機材の配備がなく、タジュラ州、アルタ州、オボック州に小型（1,300L）ポンプ車がそれぞれ暫定的に 1 台配備されているのみであり、十分かつ迅速な消防・救急対応ができていない（2022 年、JICA 調査）。また、港湾（タジュラ港、オボック港）やジブチーエチオピアを結ぶ国道を通過する物流量が年々増加し（年約 8%増）国道での事故、それに伴う火災・延焼リスクも高まっている。

同国政府は国家開発計画「ビジョン 2035」の中で「国民の平和と統一」を柱の一つに掲げ、行政サービスへの平等なアクセス及び格差是正を推進するとともに国家の安定・発展のため地方開発を促進するとしている。具体的には、DNPC の「行動計画 2014」に

において、地方 5 州の州都に消防署を新設し、消防・救急機能を大幅に強化するとともに、首都と地方の消防・救急の一体的な対応を目指している。消防署員については 2021 年から順次増員し 2024 年時点全国で 500 人以上増員した。これらの施設及び人員の拡大に合わせた機材の増強が必要となっているが、現時点では他機関等による具体的な機材配備計画等はない。さらに、DNPC と消防署間で、火災発生件数や事故発生件数、消防・救急対応などに関して十分なデータ管理・共有ができておらず、システムの導入が必要とされている。

全国消防救急機材整備計画（以下、「本事業」という。）は、ジブチ市と地方 5 州における消防・救急機材の整備およびデータ管理・共有システムの導入を支援することで、火災・事故発生時の適切な対応を通じ、物的・人的被害、また国道の通行停止等による経済被害を最小限に抑えるものであり、上記国家開発計画が推進する行政サービスの向上及び格差是正に資する優先度の高い事業として位置付けられている。

（２） 災害対策・対応（生活環境整備）に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

「対ジブチ共和国 国別開発協力量針（2019 年 9 月）」において、「持続可能な経済成長に資する経済社会基盤強化」を重点分野と定め、そのなかで国民の基礎生活環境整備を支援することとしており、本事業はこれら方針・計画に合致する。TICAD8 では、人間の安全保障を基盤とした持続可能且つ強靱な社会の実現の重要性が確認されている。さらに、FOIP の具体的な取組として「防災・災害対処能力の向上」が掲げられており、本事業の実施は、FOIP の重点国であるジブチにおいて、社会インフラサービスの強化のほか、災害対処能力の向上に貢献することが期待される。

我が国は 1999 年と 2014 年の二度にわたり無償資金協力で消防・救急機材支援を行い、首都ジブチ市の消防能力強化に貢献してきており、これらの機材は維持管理が適切に行われ現在も活用されている。本事業は、過去案件の成果を踏まえつつ、機材を追加供与することで同国における新たな課題（都市化への対応、地方部における消防機材の拡充等）への対処を支援するもの。

（３） 他の援助機関の対応

DNPC の消防活動に対しては、2018 年よりフランスの消防機関から消防技能指導の教官が派遣され、DNPC 職員に対して現在も研修が実施されている。また、世界銀行とアフリカ開発銀行の支援で地方州都に消防署が建設されている（タジュラ、ディキルは AfDB 支援により工事完了。アリサビエ、オボックは世銀支援により建設中。これらの消防署に消防・救急機材は配備されていない）。

（４） 本事業を実施する意義

本事業は、ジブチの開発課題・開発政策並びに我が国の協力量針に合致し、同国都市部及び地方 5 州の消防・救急対応能力強化に資するものであり、SDGs の目標 11「持続可能な都市」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

1. 事業の目的

本事業はジブチ市及び地方5州(タジュラ州、ディキル州、アリサビエ州、オボック州及びアルタ州)において消防・救急機材の整備及びデータ管理・共有システムを導入することにより、火災発生時の消防・救急能力の強化を図り、もって地域住民の安全の確保及び都市機能の強化を通じた、同国における持続可能な経済成長に資する経済社会基盤強化に寄与するもの。

2. 事業内容(ただし、詳細は協力準備調査にて精査する。)

ア) 施設、機材等の内容:【機材】10,000リットル水槽車:5台(各消防署1台)、水槽付ポンプ車(3,500リットル):7台(各消防署1~2台)、道路救助車:1台(ディキル1台)、救急車5台(各消防署1台)、消防機材搬送車:5台(各消防署1台)、(合計23台、スペアパーツ・機材の操作指導含む)、データ管理・共有システムに必要な機材。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容:詳細設計、入札補助、

調達監理、市民啓発活動、業務記録のデジタル化・利活用等。

ウ) 調達・施工方法:機材は本邦調達を主とする。

3. 本事業の受益者(ターゲットグループ):

直接受益者:ジブチ市、タジュラ州、ディキル州、アリサビエ州、オボック州、アルタ州で火災の被害に遭っている/影響を受けている住民(人数等の詳細については協力準備調査で確認)

最終受益者:ジブチ市(人口約57万人)、タジュラ州(同約10万人)、ディキル州(同約10万人)、アリサビエ州(同約10万人)、オボック州(同約5万人)、アルタ州(同約4万人)の住民及び国道・港湾を利用する輸送事業者及び荷主、一般通行者旅客。

4. 他のJICA事業との関係:課題別研修「救急救助技術」への研修員参加を通じたDNPCの人材育成に取り組んでおり、本事業と組み合わせた協力によりハード・ソフト両方からの消火・救助活動能力の向上が期待できる。

(2) 事業実施体制

1. 事業実施機関/実施体制:国家市民保護局(DNPC :Department of National Civil Protection)

2. 他ドナー国・機関との連携・役割分担:タジュラ市とディキル市の消防署建屋についてはアフリカ開発銀行の「地方部における社会経済インフラ実現及び経済活動推進支援プロジェクト」にて建設済み。また、オボック市とアリサビエ市の消防署建屋については世銀の「アフリカの角における強制移住インパクトへの開発対応プロジェクト」にて建設中である。本事業でこれらの建屋に機材を整備することにより、消防及び救急能力の強化に向けた相乗効果が期待できる。なお、他機関による消防機材整備の予定はなく、重複はない。また、「デジタル地理データ整備プロジェクト(2012-2014年)」で開発したデジタル地理データを活用し、災害リスク箇所を把握・地図上に追記できるアプリ(防災地図プラットフォーム)をフランス開発庁(AFD)がジブチ行政機関向けに開発しており、当該防災地図プラットフォームと本事業で整備予定の機材を連携させることで、効率的な災害対応活動が期待できる。

3. 運営／維持管理体制:消防機材について、DNPC は自ら既存の消防機材を適切に維持管理している。本事業では、大半が既に使用している機材と同機種の拡充を予定しており、技術的な運用・維持管理能力についての懸念は想定されない。DNPC は約 500 人の職員を有し、地方の人員も強化されている。維持管理に係る体制面及び財務面については協力準備調査にて詳細を確認する。

(3) 安全対策

調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

横断的事項

事業対象地においては、気候変動の影響や気候的特徴（高温・乾燥・強風）による災害発生が増加が懸念される。本事業を通じてジブチ市及び地方 5 州に対し消防及び救急機材の整備を行うことにより、これらの影響を軽減できると考えられるため、本事業は気候変動対策（適応策）に資する。

(5) ジェンダー分類：■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<活動内容/分類理由>協力準備調査にて、DNPC スタッフの男女比率の確認を行い、ソフトコンポーネントによる機材の操作指導で対象とする女性スタッフの割合を設定するなど、ジェンダー主流化ニーズを確認するため。

4. 事業効果

(1) 定量的効果（ただし、詳細は協力準備調査にて精査する。）

指標名		基準値 ^{※1} (2021 年実績値)	目標値 (2032 年) 【事業完成後 3 年】
水槽車の積載水 (L) ^{※2}	ジブチ市	57,900	71,400
	タジュラ州、ディキル州	1,300	17,000
	オボック州、アリサビエ州	1,300	13,500
	アルタ州	未定	未定
人口 10 万人に対する災害対応用救急車両 (台)	ジブチ市	0.7	0.8
	タジュラ州、ディキル州、アリサビエ州	0	1
	オボック州		2.5 ^{※3}
	アルタ州	未定	未定
火災発生時、迅速な (通報から 10 分以内) 消防／救急活動を受けられる住民数 (人) ^{※4}	タジュラ州、ディキル州、アリサビエ州	0	約 8 万
	オボック州		約 3 万
	アルタ州	未定	未定

※1 2022 年、JICA 調査結果。

※2 積載水が増えることにより、連続放水可能時間が増加。数値は水槽車の水槽容量を基に算出。

※3 オボック州の人口約 4 万人に対して 1 台整備するため、計算上「人口 10 万人に対する救急車両（台）」は 2.5 台となる。

※4 2032 年（事業完成後 3 年）の州人口に関し、州の人口のうち 8 割が州都に住んでいると仮定。本指標に記載の目標値は人口増加に影響されることから、設定指標の妥当性について協力準備調査で確認する。

2. 定性的効果：行政サービスの向上による都市防災機能の強化／DNPC 及びジブチ政府の火災・事故対応能力の強化に伴うジブチ国民並びに国道・港湾利用者の安全性の向上

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

平成 24 年度対ジブチ無償資金協力「ジブチ市消防救急機材改善計画」（事後評価：2017 年度）において、機材の運営・維持管理について技術的な持続性に問題はないとされたが、スペアパーツの国内での確保や、修理に対応する技術者の確保について課題があったことが指摘されている。2025 年 1 月現在、24 時間体制でエンジニアを配置するなどして故障時の対応は確立されており、機材が継続的に活用されていることを確認しているが、本事業では、消防及び救急の能力を一体的に向上させるということを目指しつつ、同国政府の技術・予算面での維持管理能力を協力準備調査で十分に検証し、修理技術者の育成を含む維持管理計画や予算案、スペアパーツ確保、故障機材の修理に関する対応事項を明示的に示し、同国政府の確実な対応を促進する。

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：消防分野における関連調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

▶ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域： 全世界
- ② 語学能力： 英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

- 1) 事前準備： 2025年4月～5月
- 2) 第1回現地調査： 2025年5月～6月
- 3) 第1回国内解析： 2025年6月～11月
- 4) 概要資料ドラフト提出：2025年11月
- 5) 概略設計ドラフト説明：2025年12月
- 6) 国内整理：2026年1月～2月
- 7) 概要資料提出：2026年2月
- 8) 最終報告書提出：2026年5月

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約 16.74 人月

2) 渡航回数を目途 延 10 回

なお、上記業務量、渡航回数は目途であり、これを超える提案を妨げるものではありません。

（3）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- FIRE PROTECTION EQUIPEMENT SURVEY FINAL REPORT」ジブチ消防案件ローカルコンサルタント報告書（2022年）

2) 公開資料

- 「ジブチ共和国 ジブチ市消防・救急機材改善計画」協力準備調査報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12084133_01.pdf

- 2017年度 外部事後評価報告書 無償資金協力「ジブチ市消防救急機材改善計画」

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1261210_4_f.pdf

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語はフランス語です。本契約内で日本語⇄フランス語通訳備上が可能です。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(5) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ジブチ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 今回導入される機材の配備先はジブチ市及び各州の州都に建設中・建設予定の消防署である。また、消防署周辺及び火災発生想定場所等のインフラ状況確認は行うものの、行動範囲は限られており、原則外務省渡航情報の危険レベル2以上の地域には立ち入らない方針とする。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

86,140,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記 (3) 別見積としている項目、及び (4) 定額計上としている項目 を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上はありません。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場

合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（10）その他留意事

ジブチ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 15,900 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

